

# 「医療事故調査制度」

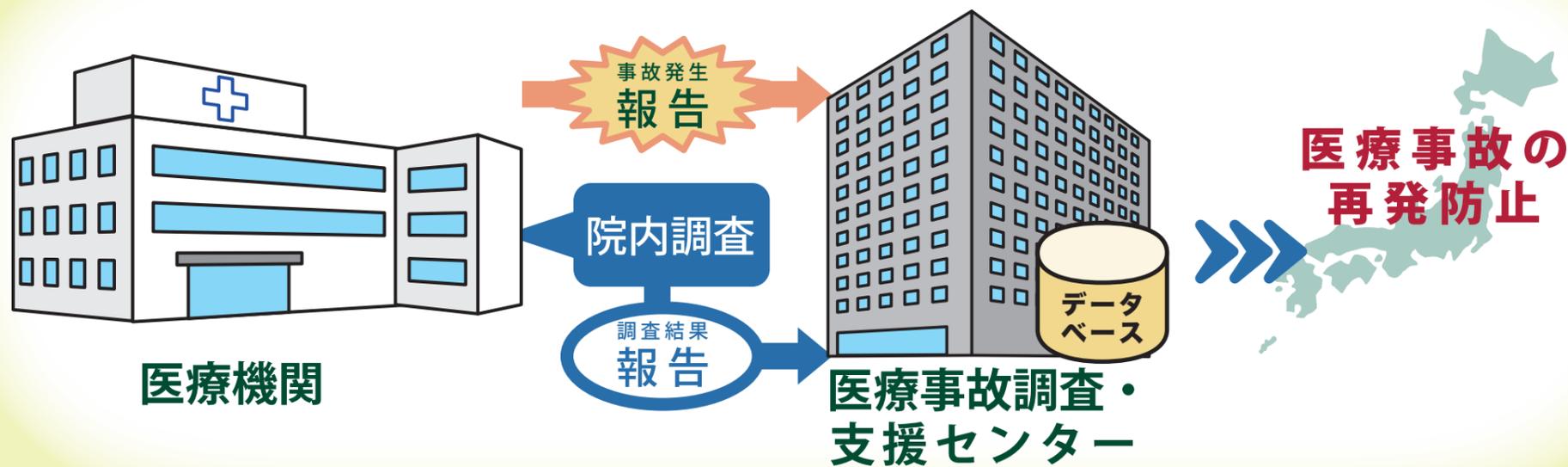
## をご存知ですか？

医療事故調査制度は、医療法に位置づけられた制度で  
平成27年10月1日から施行されています

### 制度の報告対象となる事例は？

「すべての病院・診療所（歯科を含む）・助産所に勤務する医療従事者が  
提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる予期しなかった死亡・死産」  
(過誤の有無は問いません)

医療機関の管理者は、制度の対象と判断した事例について、医療事故調査・  
支援センターに報告し、院内調査を行います。院内調査では、原因も結果も明確な、  
誤薬等の単純な事例であっても、調査項目を省略せずに丁寧に調査することが  
重要です。調査結果はセンターに報告することとなっています。



医療機関からの調査結果の報告は  
医療事故の「再発防止」のために役立てられます

本制度の目的は医療の安全を確保するために、医療事故の再発防止を行うことであり、責任追及を目的としたものではありません。

また、「医療事故」としてセンターに報告された事例について  
医療機関又は遺族がセンターへの調査を依頼した場合は  
センターは必要な調査を行います

☎ 医療事故相談専用ダイヤル 03-3434-1110

受付：平日9時-17時（左記時間外は医療機関からの緊急時のみ）

医療事故調査・支援センター（一般社団法人日本医療安全調査機構）

詳細はこちら → <https://www.medsafe.or.jp/>